

岩手県選挙管理委員会告示第6号

不在者投票ができる病院等の指定（昭和45年岩手県選挙管理委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。

平成19年1月26日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

改正前		改正後	
1 病院		1 病院	
名 称	所在地	名 称	所在地
[略]		[略]	
社団医療法人恵生会河南 病院	盛岡市中野一丁目10の10	社団医療法人恵生会孝仁 病院	盛岡市中太田泉田28番地
[略]		[略]	
県立山田病院	下閉伊郡山田町八幡町12の <u>9</u>	県立山田病院	下閉伊郡山田町第5地割66 番地 <u>1</u>
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			